

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約の手續に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約(以下「随意契約」という。)をしようとする場合に行う奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号。以下「規則」という。)第17条の3に規定する公表の手續について、必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの報告)

第2条 随意契約をしようとする課かいの長(以下「主管課長」という。)は、毎年度契約課長が指定する期日までに、契約課長に対し、規則第17条の3第1項各号に掲げる事項を別記第1号様式により報告しなければならない。

(契約締結前の報告)

第3条 主管課長は、前条の規定により報告した随意契約をしようとするときは、その締結の日までに、契約課長に対し、規則第17条の3第2項各号に掲げる事項を別記第2号様式により報告しなければならない。

(契約締結状況の報告)

第4条 主管課長は、随意契約を締結したときは、契約課長に対し、遅滞なく規則第17条の3第3項各号に掲げる事項を別記第3号様式により報告しなければならない。

(公表手續)

第5条 契約課長は、前3条の規定による主管課長の報告を受けた場合は、速やかにその内容を契約課において閲覽に供し、かつ、奈良市ホームページで公表するものとする。

2 主管課長は、前3条の規定により契約課長に対し、報告した内容について、当該課において閲覽に供するものとする。

附 則

この要領は、平成21年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

契 約 課 長

課 長

随意契約の発注見通し報告書

契約に係る物品又は 役務の名称	
契約に関する事務を 所掌する部課等の名 称	
契約の締結を予定す る日	
その他必要な事項	

別記

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

契 約 課 長

課 長

随意契約の契約締結前の報告書

契約に係る物品又は 役務の名称	
契約内容	
契約の相手方の選定 基準	
申込みの方法	
契約の相手方の決定 方法	
その他必要な事項	

別記

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

契 約 課 長

課 長

随意契約の契約締結状況報告書

契約に係る物品又は 役務の名称	
契約の相手方となっ た者の名称及び所在 地	
契約に関する事務を 所掌する部課等名称	
契約を締結した日	
契約の数量及び契約 金額	
契約の相手方の選定 理由	
その他必要な事項	